

新型コロナウイルスワクチン接種に関する 人権への配慮について

新型コロナウイルスのワクチン接種に関しましては、強制ではなく、発症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、ご本人の意思で受けるか受けないかの判断をしていただいています。

受けたいと思っても、体質や持病など、様々な理由で接種を受けることができない人もいます。

接種を受けない人に対して接種を強制したり、職場や学校等で不利益な取り扱い、差別、いじめがあってはいけません。

一人ひとりがそれぞれの立場や状況に配慮し、冷静な行動をお願いします。

《不当な差別やいじめ等の人権問題について相談を受け付けています》

○みんなの人権 110 番（全国共通人権相談ダイヤル）

電話 0570-003-110 平日：8時30分から17時15分

○子どもの人権 110 番（全国共通通話料無料）

電話 0120-007-110 平日：8時30分から17時15分

○女性の人権ホットライン（全国共通）

電話 0570-070-810 平日：8時30分から17時15分

○外国語人権相談ダイヤル

電話 0570-090-911 平日：9時から17時

○インターネット人権相談受付窓口 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

○職場のいじめ・嫌がらせなどの相談

筑西総合労働相談コーナー（筑西労働基準監督署内）

電話 0296-22-4564 平日：8時30分から17時15分



下妻市